

(別表)

市民農園施設の関係法令手続き及び標準規模等

区域区分	適用法令	農園用地	市 施 設			農 園			必 要 に 応 じ て 整 備 で き る 施 設			備 考					
			園 路	便 所	手洗場・水貯槽等	農機具及び農業用資材取扱施設	駐車・販賣場	育苗施設	堆肥舎	堆肥等	農作物飼養・貯蔵施設	管理棟	休憩施設(シャツ等含む)	更衣所	広場(遊歩場)	簡易宿泊施設	農作業等講習施設
市街化調整区域	農地法	1 2 3	市民農園の用に供する農地を特定農地貸付け用地として利用される場合には、特定農地貸付け用地の種類が5条第1項の承認があったものとみなす(4条5条事前届出不要—特例一)。 農地を転用する場合には、許可(4条1項の承認があったものとみなす(4、5条事前届出不要)。市町村がいわゆる「農園利用方式」で開設しようとするために、農地に係る権限を取得する場合は、3条の許可を要する。														
市街化調整区域	都市計画法		・用途区分についての整合を要し、開発規模(1,000㎡以上)によっては、許可を要する。														
市街化調整区域	農振法	1 2 3	市民農園の用に供する農地を転用する場合又は転用「農園利用方式」で開設しようとするために、農地に係る権限を取得する場合には、許可(4条1項又は5条第1項の承認があったものとみなす(4、5条事前届出不要—特例一)。 農地を転用する場合には、許可(4条1項の承認があったものとみなす(4、5条事前届出不要)。市町村が整備運営に照らして判断する必要がある。														
市街化調整区域	農地法	不 不 不	農園の用に供する農地を転用する場合又は転用「農園利用方式」で開設しようとするために、農地に係る権限を取得する場合には、許可(4条1項又は5条第1項の承認があったものとみなす(4、5条事前届出不要—特例一)。														
市街化調整区域	都市計画法	不 不 不	農園の用に供する農地を転用する場合又は転用「農園利用方式」で開設しようとするために、農地に係る権限を取得する場合には、許可(4条1項又は5条第1項の承認があったものとみなす(4、5条事前届出不要—特例一)。														
標準規模等	1 区画20~50㎡×農園利用者数(特定農地貸付方式の場合)	男大2 小1 女大2	約20㎡ 約10㎡	約20m²	通直	1台約30㎡ ×農園利用者数	開業許可(事業内容によつては不要)	開業許可(事業内容によつては不要)	開業許可(事業内容によつては不要)	開業許可(事業内容によつては不要)	開業許可(事業内容によつては不要)	開業許可(事業内容によつては不要)	開業許可(事業内容によつては不要)	開業許可(事業内容によつては不要)	開業許可(事業内容によつては不要)	開業許可(事業内容によつては不要)	開業許可(事業内容によつては不要)
	参考例	100㎡×=3,000	600~750㎡	20㎡	10㎡	20㎡	—	30㎡×100	—	1,000㎡							

(注) 1 都市計画区域外市町村においては、「茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例(昭和47年12月23日茨城県条例第16号)」の適用を受ける。

2 未開引きき市町村における都市計画法上の取扱いは、用途が設定されていないないにかかる。その開発規模(3,000㎡以上)によって許可を要する。

3 また、都市計画区域内外を問わず、「茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱(昭和48年2月2日公告)」上の取扱いに同じである。

4 管理棟、休憩施設、農作業講習施設等の建物でなく、一つの建物として整備するものとする。

5 簡易宿泊施設、農作業講習施設等の施設を設置する場合には、複数の建物ではなく、一つの建物である。その必要性・農園の利用形態あるいはその有効利用を図るものとする。

6 表中の「特例」は、市民農園整備促進法の特例を指すもので、その取扱いは、認定開設者が認定整備運営計画に従って行うものに限られ、認定整備運営計画の内容と異なる転徙の判断基準により、通常の許可手続が要するものとする。